|  |
| --- |
| 〒５３０－８５２２  大阪市北区西天満2丁目１－１０  大阪高等裁判所  刑事訟廷事務室　御中 |

**送付書**

**日付　令和　　年　　月　　日**

**〒５４３－０００１**

**大阪市天王寺区上本町８丁目２番１号―２０２**

**夕陽ケ丘法律事務所**

**ＴＥＬ 06‐6773‐9114 / ＦＡＸ 06‐6773‐9115【送信書類】**

**保釈請求書等　　　　　　　１通**

**同　　　　の写し　　　　１通**

**身元引受書　　　　　　　　１通**

**返信用封筒　　　　　　　　１通**

**【お願い】**

**請求書の写しに受領印を押して、弊所まで返送ください。**

|  |
| --- |
| **社内使用**  **（１）保作請求書1通を裁判所まで持参又は郵送する。こちらの控え1通を作成し受領印を押してもらうべきであり、実際には合計2通作成する。**  **（２）高裁での保釈請求書の宛名は「大阪高等裁判所　御中」となる。**  **控訴前に原審弁護人の資格で保釈する場合や控訴後であっても訴訟記録が原裁判所にあるうちは、原裁判所宛に保釈請求を行う。控訴裁判所に記録が送付された後は控訴審裁判所に宛に保釈請求を行う。後者の場合には、本館１０階、大阪高等裁判所の刑事訟廷事務室の事件係まで持参又は郵送する。**  **（３）保釈請求書には、身元引受書の添付が必要である。**  **（４）全弁協を利用して保釈金を準備するためには、保釈金に代えて保証書を提出する許可を得る必要がある。したがって、全弁協を利用する場合には保釈請求書にその旨を記載する必要がある。つまり、全弁協を利用する際には、裁判所に保釈請求する前に、全弁協に対し申込をするできだろう。**  **（５）保釈請求には、以下の事項を記載する必要がある。**  **被告人と身元引受人との関係**  **保釈金をどうやって用意するか（特に、全弁協を利用する場合にはその旨）。いくら用意できるか。いつごろ準備できるか。**  **保釈後の被告人の住所地**  **弁護人の携帯電話番号** |